

『石狩市税条例の改正（わがまち特例の割合の設定）について』に寄せられた意見と検討結果

【パブリックコメント実施期間】 令和6年7月1日（月）から令和6年7月31日（水）まで

【担当部局】 財政部税務課

【意見提出者】 2人

【意見件数】 4件

【意見への対応】	採 用（意見に基づき原案を修正するもの）	: 0件
	一部採用（意見に基づき原案を一部修正するもの）	: 0件
	不 採 用（意見を原案に反映しないもの）	: 1件
	記 載 済（既に原案に盛り込まれているもの）	: 0件
	参 考（原案に盛り込めないが今後参考とするもの）	: 1件
	そ の 他（ご質問・ご意見として伺うもの）	: 2件

【意見の検討経過】 令和6年8月2日 税務課において、意見の検討及び検討結果を作成。
令和6年8月6日 広聴・市民生活課に合議のうえ、市長決裁にて最終決定。

『石狩市税条例の改正（わがまち特例の割合の設定）について』に寄せられた意見と検討結果

No.	意見の要旨	検討区分	検討内容
1	バイオマス発電による電力の買取価格は、太陽光発電や風力発電と比べても非常に高くなっていることから、特段の税の優遇措置をとる必要は無い。 樹木を伐採してペレット状にする過程でのＣＯ２の排出量や、本当にＣＯ２削減となっているかという検証もなく進めているバイオマス発電には反対である。	その他	地方税法やバイオマス発電に関するご意見として承りました。
2	パブコメ原案の表記や内容は、正確で分かりやすい表現にしてほしい。	参考	ご意見を踏まえ、今後、市からのお知らせ等を行う際の参考とします。
3	「本市においての特殊性や考慮すべき事柄等について特に勘案すべき状況にはなく」としているが、市内バイオマス発電所の爆発事故の発生や、その原因が解明されていないことを勘案して、「参酌割合以外とする特段の理由」があるため、最大割合の「13/14」にすることが妥当である。	不採用	今回のバイオマス発電所の事故をもって、参酌割合以外とする理由には当たらないものと考えます。
4	全国各地で木質バイオマス発電所の事故が多発しており、地球温暖化対策にならないバイオマス発電所の税制面の優遇措置は白紙にすべきである。	その他	バイオマス発電や地方税法に関するご意見として承りました。